

社会医療法人緑泉会 役員報酬規程

第1条 (目的)

この規程は、社会医療法人緑泉会（以下「法人」という。）の理事長、会長、理事及び監事（以下「役員」という。）の役員報酬支給に関する事項について定めることを目的とする。

第2条 (定義)

この規程で、役員報酬を支給する役員とは、定款第18条に基づき定款第19条の社員総会により議決を得た役員をいう。

第3条 (役員の報酬)

定款第32条の定めるところにより、役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 前項及び定款第20条第1項及び第2項の定めるところにより、理事長に対して年間 25,000,000 円以内の役員報酬を支給する。なお、理事長の場合、理事長としての職務とそれ以外の業務の区別が明確でないことに鑑みて、役員報酬と給与、賞与及びその他の手当等の総額が年額 60,000,000 円を超えてはならない。

3 前項の理事長に対する役員報酬の支給は、年間支給額を 12 分割して給与等と一緒に合算して支給する。なお、年度途中において新たに就任した理事長の報酬総額及び年度途中に退任した理事長の報酬総額は、前項の基準に年度内の就任期間割合を乗じた金額を超えないものとする。

4 理事長以外の役員（会長を含む理事及び監事）の報酬は、会議出席時の日当及び交通費のみとし、その金額は次のとおりとする。

(1) 日当：10,000 円

(2) 交通費：実費相当額

5 理事長以外の役員に支払う前項の日当及び交通費は、会議出席時に、その都度支給する。

第4条 (理事長以外の役員に支払う給与等の上限)

理事長以外の役員に支払う役員報酬以外の業務の対価（給与、賞与及びその他の手当等）は、次の基準を超えてはならない。

- (1) 常勤の医師が役員に就任した場合 : 年額 40,000,000 円以内
- (2) 医師以外の常勤者が役員に就任した場合 : 年額 20,000,000 円以内

○ 第5条 (その他)

この規程に定めのないものは、理事長が決定し、直近の社員総会において承認を得るものとする。

○ 附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。